

議案第 35 号

実費弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 11 日提出

清水町長 阿 部 一 男

実費弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

実費弁償支給に関する条例（昭和 31 年清水町条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表中「20 円」を「37 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。